

令和2年8月21日
秦野市総務部市民税課

報道機関 各位

寄附金税額控除に係る個人住民税の課税誤りについて

令和2年度の個人住民税の課税において、寄附金税額控除額の計算誤りを原因とする課税誤りが発生したことが判明しました。

1 事案の概要

(1) 判明した日

令和2年6月29日（月）

(2) 事実確認

個人住民税の課税においては、確定申告書に記載された寄附金額を寄附先に応じて5種類に分類し、それぞれの控除率を用いて寄附金税額控除額を計算します。今回、寄附金の一部について、本来の分類とは異なる、控除率の違う「特定寄附（ふるさと納税や災害義援金等）」として税額控除したため、課税誤りが発生したものです。

(3) 判明から公表までに時間がかかった理由

今回の課税誤りは、6月29日（月）に納税義務者からの問い合わせにより判明しました。

寄附金がある確定申告書を提出した方（2,878人）について、本市が保有している課税資料を再確認するとともに、寄附先を確認するため税務署で寄附金領収証の再調査を行いました。その確認に時間を要したため、公表までに時間がかかりました。

2 原因等

本年度から課税処理の効率化を図るため、課税システムへの寄附金の入力手順を変更しましたが、職員が分類毎の寄附金額の入力を誤った状態で寄附金税額控除額を計算したため、課税誤りが生じたものです。

3 影響（対象者数及び金額）

	人数	総額
増額	14人	212,200円
減額	1人	10,800円

4 今後の対応

(1) 税額が変更になる方への対応

課税誤りが判明した方に対しては、7月27日（月）から順次電話連絡の上、今回の経緯を記載したお詫びの文書及び税額変更通知書に併せて、増額となる方には納付書を、減額となる方には還付手続に関するお知らせを送付しています。なお、本日時点で、15人中12人に送付済みです。

(2) 再発防止への取組み

今後、事務処理を見直した際には、処理手順の確認及び共通認識を持つことを徹底するとともに、課税資料の作成や課税システムへの入力処理に当たっては、複数職員による相互確認を徹底してまいります。

問い合わせ 市民税課長 加藤 正芳

電話 0463-82-5130（直通）

本日は午後6時まで在席しています。